

第1回療育推進事業検討会会議録

日 時 平成26年4月24日(木)

午後2時～午後4時

場 所 逗子市役所3階 庁議室

・出席者

友野京子メンバー 加藤暁子メンバー 山本啓一メンバー 中野由美子メンバー
鈴木浩之メンバー 中村妙子メンバー 早川伸之メンバー 角野禎子アドバイザー

・欠席者

小林倫メンバー 重松美智子メンバー

・小川基本構想アドバイザー

・事務局

小田副市長 和田福祉部長 新倉障がい福祉課長 雲林障がい福祉課係長
伊達障がい福祉課係員

1. 開 会

2. 副市長挨拶

3. 検討テーマ「(仮称)療育・教育の総合センター基本構想・整備計画(案)」

4. その他

5. 閉 会

【新倉障がい福祉課長】 それでは、定刻となりましたので、平成26年度第1回逗子市療育推進事業検討会を開催させていただきます。本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、自立支援会議の小林メンバーと、鎌倉保健福祉事務所の重松保健福祉課長から御欠席の連絡をいただいております。重松保健福祉課長におかれましては、4月の人事異動の関係で、前任の杉山メンバーにかわり今回からメンバーとなつていただいておりますが、本日御欠席ということになります。

また、同じく事務局の方も4月の人事異動で多少変更がありましたので、改めて御挨拶をさせていただきますと思います。部長から。

【和田福祉部長】 4月1日付で人事異動がございました。障がい福祉課に関しましては、係長が坂本から雲林にかわりました。雲林につきましては、一昨年係長をやっておりましたので経験がございます。あとは特に変更はございません。よろしくお願いします。

【新倉障がい福祉課長】 では、こういったメンバーでまた対応させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、お手元にお配りいたしました会議の資料の確認をさせていただきます。

【伊達障がい福祉課係員】 それでは、お手元にお配りさせていただきました資料の確認をさせていただきます。

まず、1枚目に次第がございます。それに続きまして、資料1といたしまして、検討会の名簿をお配りしております。今お話しさせていただきました、6番の鎌倉保健福祉事務所の重松保健福祉課長がかわられた以外は、今回は変更はございません。

続きまして、A4横の資料2という基本構想整備計画のスケジュール（案）。

続きまして、基本構想・整備計画（案）として資料3。

続きまして、資料番号を振ってございませんが、療育・教育の総合センター基本構想（案）の骨子といたしまして、右上に26年3月31日付の骨子でございます。こちらは、昨年度こちらの検討会で皆様からいただきましたご意見等を踏まえまして、最終の骨子として作成をしたものでございまして、こちらの骨子をベースに資料3の基本構想・整備計画（案）という形で肉づけをしてつくっているものでございます。

最後になりますけれども、小川アドバイザーから逗子市長宛てに提言という形で、26年3月31日付で提言をいただいたものの資料でございます。

配付した資料は以上でございます。不足等ございましたらお知らせください。

【新倉障がい福祉課長】 よろしいでしょうか。お手元に不足のものはございませんか。

では、続きまして、副市長から御挨拶をさせていただきたいと思えます。

【小田副市長】 皆様こんにちは。副市長の小田でございます。本日、市長が県市長会に出席のためこちらに出られませんので、私が代理として出席をさせていただきます。

本日は皆様お忙しい中、平成26年度第1回逗子市療育推進事業検討会に御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。皆様には日ごろから福祉行政への御理解、御協力をいただいていることを心から御礼を申し上げます。

議事に入ります前に、去る4月16日に開催されました逗子市議会第2回臨時会におきまして、(仮称)療育・教育の総合センターに関する報告をいたしましたので、その内容につき、まず御説明をさせていただきます。

(仮称)療育・教育の総合センターの設置場所につきましては、3月の検討会におきまして市長より御説明をさせていただきましたとおり、療育事業の対象を18歳までに拡大し、教育との連携を一層強化した事業展開を行っていく上で、その基盤となる(仮称)療育・教育の総合センターの設置をこれ以上おくらせることはできないものと判断し、3月19日に政策会議を開き、設置場所を変更し、青少年会館の転用により整備していくことといたしました。

政策決定に当たりましては、現在の通園事業の利用者、逗子市手をつなぐ育成会及び療育推進事業検討会から伺った御意見を踏まえ、現在の通園事業の利用者の思いを最大限尊重させていただき、また、これまで検討してきた療育と教育との連携と支援教育の充実を推進するに当たり、もっとも連携すべき2つの機関を同じ建物内に配置することとなり、連携の強化という面で大きなメリットになるものと考え、最終的に判断をさせていただきました。

なお、改修、整備に当たりましては、体の弱い子どもへの暑さ寒さの対策、明るく温かな雰囲気への施設整備、園庭の整備、アクセスの悪さをフォローできる送迎への配慮等の要望が寄せられておりますので、逗子市といたしましても今後しっかりと検討してまいる所存でございます。

今後のスケジュールに関しましては、この後、事務局から説明をさせていただきますが、平

成28年度当初開設に向け、基本構想策定に当たり、6月にはパブリックコメントの実施を予定しておりまして、皆様方にはパブリックコメントを踏まえながら基本構想をより充実した内容にするため御意見をいただくなど、今後とも御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、本日は私はこのまま会議に参加させていただいて皆さんの御議論を伺いたいと思いますので、あわせてよろしくお願いいたします。

【新倉障がい福祉課長】 ありがとうございます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

それでは、次第の3、検討のテーマに入らせていただきます。

本日は、傍聴の希望はございませんので、このまま会議の方は進めさせていただきます。

今回の検討のテーマは、（仮称）療育・教育の総合センター基本構想・整備計画（案）についてでございます。

まずは、資料2のスケジュールについて御説明をさせていただきますので、お手元に御用意ください。

【雲林障がい福祉課係長】 それでは、先ほど御紹介いただきましたけれども、4月1日に障がい福祉課係長になりました雲林と申します。今後よろしくお願いいたします。座ったままで申しわけないんですけれども、御説明させていただきます。

資料2にございますとおり、今回の療育・教育の総合センター基本構想・整備計画スケジュールがございます。こちらのスケジュールにつきましては、先ほど副市長からのお話にもございましたとおり、平成28年4月開設を前提に作成しております。

まず、平成26年4月からというところで、7月末までの策定を当面の目標に、基本構想・整備計画の作成をしているところです。今日、基本構想・整備計画（案）を、これで提示させていただいております。

今日と、あと5月に第2回の検討会をさせていただきまして、御意見をいただきながら案をさらに充実させたものとしまして、6月にパブリックコメントを実施させていただき、さらにそこでの意見を踏まえまして、第3回の検討会を7月に開催させていただく予定です。そこをまた経まして、7月末にこちらの基本構想・整備計画を策定したいと考えております。

その基本構想・整備計画をもとにしまして、11月の市議会に設計や確認申請などの費用につ

いての補正予算を提案させていただき、議決しましたら、今度、12月以降その設計に係る入札、契約の手続きなどを経まして、26年の年度末になりますけれども、このセンターの設計、それから確認申請、景観条例手続きなどを27年度当初まで年度をまたいで手続きを行っていきたいと考えております。

そちらの確認申請などの手続きが終わりましたら、その設計をもとに、今度は工事費用につきまして補正予算を市議会に提案させていただき、その後、入札契約を経まして、スケジュールとしては27年度の11月くらいから外壁、内装、それから何分古い施設ですので配管などの工事も含めた改修工事を予定しております。そして、それが27年度末まで続いて、28年度当初開設を目指したいと考えております。

これらの期間の中で、アドバイザーの小川様や、今日おいでいただいています検討会のメンバーの皆様から、今年度の予定しております3回の検討会以外にも必要に応じて御意見を賜りまして、この整備を進めていけたらと考えておりますので、よろしくお願いたします。

【新倉障がい福祉課長】 今、事務局からスケジュールについて説明をさせていただきましたが、このスケジュールに関して何か御質問等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか、スケジュールに関しましては。

何分にも本当にタイトなスケジュールで進めさせていただいておりますので、皆様方にも随時御協力をいただくようになりますので、どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、資料3をお手元に御用意いただきたいんですけれども、（仮称）療育・教育総合センター基本構想・整備計画（案）ということで、ホチキス止め、冊子になったものを御用意いただきまして、事務局から説明をさせていただきます。

説明につきましては、3つに分けて説明をさせていただきたいと思いますので、まず、第1章、第2章というところまでの説明を1度させていただいて、御意見をいただきまして、その次は3章の2のところまでを御説明させていただきまして、御意見をいただき、それ以降の部分につきましては、また御説明をさせていただいて、御意見をいただくというような形で進めさせていただきたいと思います。

では、まず最初の部分について、事務局から説明をさせていただきます。

【雲林障がい福祉課係長】 また、着席したまま説明させていただきます。

療育・教育の総合センターの基本構想・整備計画（案）ということで事前にもお配りさせていただいておりますけれども、なるべくポイントを絞った形で御説明させていただければと思っています。

まず、開いていただいて、1 ページのところに目次がございます。

これから、この章立てに基づいて御説明をさせていただきたいと思うんですけれども、一番下の方、逗子市の支援教育の取り組みというところにつきましては、もともと骨子においては章立てされていたんですけれども、本基本構想が療育を主とした内容であって、これは今後パブコメなども療育についてのものとしたために、教育部の方には御了解いただきまして、参考資料とさせていただいておりますので、あわせて御説明をさせていただきます。

次に、2 ページにまいりまして、序とありますけれども、療育・教育の総合センターのあり方についてというところがございます。先ほど市長報告の方にもありましたけれども、本センターにつきましては、青少年会館の用途を変更しまして、今後整備を進めていきたいと考えております。この療育・教育の総合センターというのは、以下に書いてございますとおり、建物の全体の総称として、まず位置づけると考えております。と申しますのが、もともとその3階部分には教育研究所がございまして、それは現在もあって、この整備中、整備以降も教育研究所として機能させていただきたいと考えているからです。

よって、その1階と2階部分につきましては、今回の療育に係る部分、ここでは（仮称）こども発達支援センターというふうに仮称として書かせていただいておりますけれども、を設置しまして、1階から3階までの建物全体として療育・教育の総合センターとして位置づけさせていただく。と同時に、今回のこの基本構想・整備計画につきましては、主としてこの1階、2階の、こども発達支援センター、療育の部分为主要な内容とさせていただきたいと考えております。

次に、3 ページに入りまして、まず今回の基本構想・整備計画策定に当たって障がいのあるお子さんに関する国、法律の動きというものが書いてありまして、児童福祉法が24年度以降改正されまして、障がいのあるお子さんの支援体制の枠組みが大きく変わって、通所支援と通称言われているサービスの実施主体について、例えば都道府県から市町村に変更されたりですか、あと、障がいの定義についても、それまで身体、知的だけだったのが、精神障がい、発達障がい、さらには平成25年、昨年4月に難病のあるお子さんも加わったということをお述べております。

4 ページにいきまして、そういった法律の動きがある中で、基本構想・整備計画の策定の目的としまして、大きな目的として、これまで未就学児が主だった療育について、0歳から18歳未満までを継続的に支援する中核的な支援施設として、今回、青少年会館の用途を変更しまして、3階部分の教育研究所と連携をしつつ支援していくことを目的として構想・計画を策定していきたいと考えております。

次に、3番、基本構想・整備計画の検討の流れとしまして、これまでの経緯について、主に検討会での検討の経緯について触れておりまして、5ページにいけますと、これまでの平成22年度からの歩みが書いてあるんですけども、先ほどスケジュールの方でも述べさせていただいたとおり、平成26年度についてはパブコメを挟みまして1回から3回目まで、4月、5月、7月ということで今後予定させていただいております。

次に、6ページにまいりまして、こちらには逗子市の障がい児の現状ということで、これは3月末に作成させていただいた骨子の第1章にある現状と課題の部分そのまま主に載せさせていただいております。その上で、人口ですとか手帳所持者数ですとか、あと経過観察児、それから療育の利用者数など具体的な数字を入れまして、パブコメの際に、一般の市民の方が御覧になったときも理解が進むような形で入れさせていただいております。この中で、3番に逗子市における現状と課題、8ページにあるんですけども、もともと骨子については、療育としての7つの課題を挙げさせていただいていたと思うんですが、こちらの基本構想（案）を作成させていただくにあたっては、その骨子においては支援教育の課題として挙げられていた、療育と教育の連携における課題と捉えたものを（8）として1つ、10ページに追加させていただいております。そういった形で、全部で（1）から（8）ということで、8つの課題ということで、こちらには挙げさせていただいております。

【新倉障がい福祉課長】 今、事務局から（仮称）療育・教育の総合センターのあり方について、また、（仮称）こども発達支援センターの考え方についてと、あと整備計画の策定にあたって、それと逗子市の障がい児の現状ということで簡単に説明をさせていただきましたが、事前にお配りさせていただいた資料の中と、若干こちらで改めて精査をさせていただいて、記載も少し工夫をさせていただいた部分もあるかと思っておりますけれども、御意見や御質問等がございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

【中野メンバー】 事前資料と、今日配布って、ちょっと違っているんですか。

【新倉障がい福祉課長】 大きな違いは……

【雲林障がい福祉課係長】 これまでのところは、ありません。

【中野メンバー】 よろしいでしょうか。7ページの(4)母子保健経過観察児数と療育利用者数ということの、この表の見方なんですけど、療育の利用者が、例えば24年度で1とか、23年度の3とか、とても少ない数になっているんですけど、これはどういう見方をすればよろしいのでしょうか。例えば相談も入っているとすると、かなり母子保健からお送りしている数があるかと思うんですけど、それは3歳児ということに包含されているのかなと思うような感じ。例えばなんですけど、早期ということでは、2歳でもダウン症のお子さんとかというのは早いうちから御相談を入れさせていただいているかと思うんですけど。

【伊達障がい福祉課係員】 あくまで、こちらの療育の件数に関しては、今社協でやっています療育の相談と、通園の方で一応資料として記録をしている資料がございまして、そちらをもとにして数字を出しているところです。

【雲林障がい福祉課係長】 あくまでも25年7月時点での年齢の区分けというところなので、必ずしもその相談をした時点での年齢とは合致してないという部分はあるんですけども、25年7月時点で、そこで切った形で年齢を数えて、利用者数の階層としてちょっと分けさせていただいているという形にはなっているんですけども。

【中野メンバー】 この表の見方は全くわからないんですけど、どういう意味なのか。この現状のところ、その人口の動きから、全部、数が挙げてあるんだけど、だから何なんだというかね。ただ統計の数字だけで、だから逗子はこういうところが弱いとか、こういうところの人数がふえているとか、そういう説明が全くないので、ただこれだけだったら、今までみたいに後ろに参考資料と表をつければいいのかなんて思って。もう少し説明をしていただかないと、さっき市民の方がわかるようにとおっしゃったけれど、これだと、その4番の表の見方もわからないし、ちょっとわからない、私にはわかりません。4番、特に年齢、学年とか書いてあって、1歳から小学校2年生までになっていて、これ、どういうことなんでしょうか。

【伊達障がい福祉課係員】 こちらの表といたしましては25年7月、昨年7月の時点で、例えば小学校2年生のお子さんの中で、その小学校2年生のお子さんが生まれてから現在小学校2年生までの間で、例えば療育の相談ですとか、通園に通っているお子さんが19名いらっしゃる

というところですよ。

ですので、小学校2年生のお子さんですので、例えば年少とか3歳以下、小さいときに1回相談を受けた方も入っていますし、継続的にずっと相談されている方も入っていますし、例えば小学校に入りまして、小学校1年生とか、療育相談ですので、すみません、なかなか小学校に入ってからというのはないんですけども、それに就学する前までの間で少なくとも1回かかったお子さんが19名いらっしゃるというところがございます。ですので、例えば平成23年度、平成24年度の1歳とか2歳のお子さんですと、やはりまだ、生まれてまだ小さいお子さんだということがあるので、数としては25年7月時点ではかなり少ないんですけども、ただ、これからまた成長していく過程の中で、また相談をされれば、どんどん数はふえていくものというところがございます。

【新倉障がい福祉課長】 今の説明に少し足させていただきますと、小学校2年生のお子さんのところ、平成17年度出生の小学校2年生のお子さんの一番上の欄を見ていただきますと、生まれた数が383、出生数が383ということで、その中で、母子保健の中で心配感があるという経過観察の方が81名いらっしゃったということで、その内か外かは何とも言えないんですけども、結果、療育を利用された方が19名いらっしゃって、その中から、就学したときには通級指導教室に通われたお子さんが3名、特別支援学級に進まれた方が5名、特別支援学校は、そのときはいなかったと。その中で療育手帳を持っているお子さんが4人いらっしゃったということで、何らかの形で療育に関わっていらっしゃる方、療育とか支援の必要なお子さんの数を導き出すために、こちらの方で出生からの母子保健のケースファイル、それから療育の事業の利用者、それから就学に当たっての対応ということで、個人情報保護の審議会に諮りながら経過をたどっていった結果の数字ということになるので、おっしゃるとおり、多分説明がないとわかりにくいものかもしれません。

【中野メンバー】 それだったら、骨子のところは、現状のところ、現状の4番は、まだ隠れている存在があるみたいなようなことをちゃんと書いてあった文章で、この方がわかりやすいと思うんですけどもね。こういう説明をつけ加えてくださった方が。そういうのが今回のは抜けちゃっているんですね。

【新倉障がい福祉課長】 そうです。

【和田福祉部長】 8ページにあります(4)の中で、対する割合が5パーセント程度という

ところの記載があるかと思うんですけども、その5パーセント程度という数字が、先ほど左の(4)の数字の療育の利用という形で、一番下に5.3パーセントというところがあるんですけども、実際この数字が(4)の文章で5パーセント程度というところの数字になっておるものでございます。

【中野メンバー】 そうか、はい、わかりました。

【新倉障がい福祉課長】 説明がないと、多分わかりにくい状況ではあると思いますので、その辺はこちらで少し工夫をさせていただいて、わかりやすい形に少し修正をさせていただきたいと思います。

【和田福祉部長】 この表の中の母子保健経過観察と療育利用って何ぞやというところも含めて、やはり解説を交えながら、この表をどう読むかというところを文章として加えていくということで、事務局で再度練るということによろしゅうございますでしょうか。

では、そのように加えます。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【小川基本構想アドバイザー】 これは、私からリクエストした部分も若干あって、逗子市の状況を、少なくとも現状どのぐらい利用されている方がいらっしゃるのかということと、中野委員がおっしゃったように、潜在的に対象になる方がどのぐらいあるのか。結局、行政的にこういう施設をつくる時に、どう規模感を想定するかというようなことかというと、いつも横浜の例で申しわけないんですけど、横浜ですともう大き過ぎて、規模感の想定なんて到底無理なんです。でも、逆に逗子市であれば、それがきちっとできた上で構想がつかれるということは、ある意味非常にメリットでもあろうかなというふうなことでお願いした部分もありますので、そういう意味で、もう少し説明を加えるというようなことで。

【中村メンバー】 頭の働きが鈍いもんですから、どうもよくわからない。

【新倉障がい福祉課長】 では、事務局で、その辺は工夫をさせていただきます。

【中村メンバー】 はい、お願いします。

【山本メンバー】 例えば、小学校2年生が19人利用してますよじゃないですか。小学校2年生までのどの段階で利用し始めたかは、この表からはわからないということですよ。

【新倉障がい福祉課長】 そうですね、はい。

【山本メンバー】 19から下がるということはないですね、この17年度の生まれた人が。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【山本メンバー】 いつごろから利用したというのも、何か大事な気もしますね。1歳から利用する人はさすがに少ないだろうから1という数字なのでしょう。この表を見れば、大体何歳ぐらいから利用し始めるのかなというのは読み取れると思います。わかりました。

【新倉障がい福祉課長】 ほかに、御質問、御意見等がございますか。

【鈴木メンバー】 障がいの程度とか重さをはかるような指標というのは、この中、読み取れるものはあるのでしょうか。

【新倉障がい福祉課長】 利用者の、この表の中からということですか。

【鈴木メンバー】 はい。

【新倉障がい福祉課長】 えーと……

【鈴木メンバー】 手帳とかで。

【新倉障がい福祉課長】 手帳の部分ですよ。

【鈴木メンバー】 これからは読み取れないわけですね。

【新倉障がい福祉課長】 そうですね。現在の療育の通園事業の利用者とか相談の利用者に関しましては、手帳取得にまで至らない方の方が多いような状況ですので、その重さというのは、ちょっとこの時点では把握し切れていないのが現状でございます。

【鈴木メンバー】 小学校2年生までは特別支援学校に行ってるお子さんはいらっしやらないということですよ、これ見ると。

【山本メンバー】 これは、そうなんですか。逗子に特別支援学校がないからゼロじゃなくて。

【新倉障がい福祉課長】 小学校1年生で、特別支援学校に進まれた方はいらっしやらないと。逗子市の傾向といたしましては、研究所の所長がいらっしやるので、そちらの方が詳しくわかりかと思うんですけども、小学校のときは地域でということをお望みされる親御さんが多いというふうにお伺いして、小学校低学年のうちには地域の学校で、特別支援学級に在籍をされていらっしやる方が多いかというふうに思います。学年が上がるにしたがってとか、中学に行くときに、特別支援学校へというような傾向が市内では見られております。

【中野メンバー】 これは、その平成17年、18年に生まれた人の中にはいなかったということですよ、その年。だから、そのほかの年度には……

【新倉障がい福祉課長】 そうです、いる可能性も。

【中村メンバー】 ゼロではないですよ。

【新倉障がい福祉課長】 はい、そうです。全く行かないかということではなくて、今、生まれたときから追っていったところが小学校2年生までなので。

【山本メンバー】 18歳まであってもいいのにねと思いますよね。

【加藤メンバー】 そうですね。何で2年生で切ったのかなと。何か意味があるのかなとちょっと思った。2年生で切っちゃう理由が何かあるのかなと思って。

【新倉障がい福祉課長】 これはですね、作業がすごい作業量なもので。

【山本メンバー】 わざわざこれをつくるために何かしたというなら。

【新倉障がい福祉課長】 はい、そうなんです。それで……

【小川基本構想アドバイザー】 必ずしもデータベース的なものではなくて、全部紙ベースということですので、少なくとも今回はこのぐらいのところまでということになったんで、それはお許しをいただければ。

【加藤メンバー】 中途半端だね。

【新倉障がい福祉課長】 小学校に入ったときにどうかなという、その教育との連携が第一段階のところで、小学校2年生ぐらいまでということとさせていただいて、今、小川アドバイザーからもあったように、それぞれの担当している部署が違うもので、そのデータの利用についても厳しい制限がある中で、今回、個人情報の審議会にかけて、ここまでは対応させていただいたということです。

【和田福祉部長】 課がまたがっただけでも、個人情報保護運営審議会に諮問して、よろしいでしょうかというやりとりをしなければいけないことになっていまして、かなりその縛りが大きいのと、基本的に手処理でやっているということ。

【新倉障がい福祉課長】 ほかに。

【角野アドバイザー】 これ、現状と課題というところで、さっき御説明で8番目を加えて、今、特別支援学級に進む子はいないとおっしゃられたけど、ほかの地域ですと、やはりこういう8番目に挙げられるような学級が非常に多くて、その振り分けなんかも苦労していらっしゃるものですから、ここで8番目を挙げていただけたのは大変よかったです。

【新倉障がい福祉課長】 ありがとうございます。

ほかに。中野さん。

【中野メンバー】 何か、最初から随分、青少年会館に移ると言った時点からかなり変わってきて、こども発達支援センターという名前も今回初めて出て、ちょっとびっくりしたんですけど、最初に療育と教育の総合センターをつくるということになったとき、駅前ビルで、しかもあのときには教育研究所とは離れていても総合センターだと。で、とにかく教育との連携を強化してやるんだというような市長のお話で、私たちもどこまで連携できるんだろうかと思いつつもすごく期待した部分があったんですけど、結局、今になってみると、療育と教育の総合センターというのは建物の名前前で、私たちが今検討すべきは、こども発達支援センター、療育の部分を検討する、この会議はその会議って、そういうふうに頭を入れかえるんでしょうか。その連携の部分がすごく大きなことだったはずなのに、この8番目、その現状と課題の最後の8に、ここに連携の部分は入れましたということで、何となくもっと、最初の目的としては療育と教育の総合センターだったんだと思うんで、何となくその辺がまだよくわからない。

【雲林障がい福祉課係長】 そうですね。この時点までは、その連携という部分については、それほど説明の中に触れていないですけども、次からの御説明の11ページ以降では、教育とどのような形の連携をするかということについて、それが十分なのかどうかはまた別ですけども、触れさせてはいただいていますので、そこをまた見ていただいて。

【中野メンバー】 その最初のあり方のところでも連携が重要ですよとっていて、そうなんだけれど、何となくだんだんだんだん療育のことになっていって、どこに連携が。じゃ、この後からということになるのか。何となく、この全体を読んだときに、その辺が私としては何かわからなくなってきてしまった。

【雲林障がい福祉課係長】 そうですね。例えばですけども、12ページの(2)療育機能の充実の③のあたりで、これは後ほど御説明しようとは思っていたんですけど、学齢期、就学前後ですとか就学後に支援が途切れやすいような段階で、学校と療育の方が相談機能を軸として、ともに連携して支援体制をつないでいくというような記述ですとか。

【中野メンバー】 記述はあるんですけど、まだそこまで。ここにいったときだとは思いますが、相談機能の充実、療育機能の充実、医療の充実、あったらそこに教育との連携の充実とか、もう一項目出した方が、もっと教育との連携に力を入れているというのが見えてくるんじゃないかなって思ったのと、何となく、この今までの流れが結構変わってきているのかな、大丈夫かなという心配をちょっと持ってしまったんですけど、青少年会館に変わった経緯と

かも一切触れられなくなった。駅前でやる予定だったということもなく、これだと知らない方は最初からその教育研究所と同じ建物に入れるつもりでやってきたというふうに理解されるでしょうし、でも、市長は随分いろんなところで駅前につくるっておっしゃっていたと思うんですけど、発信されていたことが何もここで触れられなくていいんだろとか、パブリックコメントを出したときに、あれと思う方もあるんじゃないかなとか、何かその辺がちょっと、この全体を読んだときに私としては気になりました。

【雲林障がい福祉課係長】 その駅前ビルからの経緯というのは確かにこちらに述べられていないので、今後事務局でも検討させていただいて、入れ込んでいったりとかということも考えていきたいと思うんですけども、確かに、これはいきなり（仮称）こども発達支援センターと出てきたもんですから、少し驚かれた向きもあるかとは思いますが。

【中野メンバー】 そうです。今まで一度もそういう名前が出てこなかったし。

【雲林障がい福祉課係長】 そうですね。ただ、そうは言っても、教育と連携という、それは1つの大事な部分ではありますんで、そこを軽視しているというわけではなくて、療育というところで、その療育そのものというのと同時に、そういった教育の連携も含めた療育機能というのも加味した上で以降の説明もさせていただいていますので、先ほど中野様がおっしゃられた教育との連携のところを特出しして、もうちょっと目立つような形にするかどうかということも、今後考えていきたいと思えます。

【和田福祉部長】 連携の部分は節々に入っているとは思いますが、考え方を変えたつもりではなくて、ただ、これを一見して読み流すと感じるものが少し薄まったということであれば、受け止めとしてそういうことであれば、少し書き方も工夫をしてみたいということがございますので、次回までに、その辺を検討させていただきたいと思えます。

それから、序のところの記述の中で、当初、市の中心部というところから方針を今回変えたという経緯については、余り詳細に書くのもバランス的にはよくないと思えますが、一応触れさせた記述にさせていただきたいと思えます。

それから、1階、2階と3階と、ある意味、結果的には合築になったわけですが、そういった意味で、その建物全体を総称した方がよりわかりやすいだろうと。1、2階部分はもちろん連携機能を中心に、相談員、相談機能を含めて連携を随所に仕組みを入れる、これから御説明しますが、入れていくわけではあります、その機能としてわかりやすくネーミングをしな

ければいけないということで、あくまでこれは仮称ではございますけども、教育研究所の機能と、こども発達支援センター、これが1つの建物にあることによって、療育・教育の総合的なセンターになり得るのではないかと、結果的にこういう整理をさせていただいたということ、これもまだ仮称でございますが、ただ事務局としてはこういう区分けの方がわかりやすいのかなということで整理をさせていただきました。

【中野メンバー】 もちろん、療育メインでやってほしいと言ってたのは育成会ですから、そこで異論はないんですけれども、余りにも今までの流れから考えてみると、何となく頭がついていかないんで、すみません。

【和田福祉部長】 唐突で、もちろん説明も要る部分だと思いますんで、ごもっともな御意見だと思います。

【角野アドバイザー】 いいですか。私は余り療育にこだわらないんですけれども、発達支援という言葉はとてもいいと思うんですね。今の教育そのものが療育部分よりも、どちらかというと健常児の中に入って、そして療育されなければならない部分というのが、ある種発達が少し遅れているから、そこを支援してってというニュアンスが非常に多くなって、それが割に七、八年ぐらい前ですよ。そういった考え方でインベイスブ・エデュケーションとって、区別をしない教育をしていこうということです。それはあくまでも、全部、健常児だって発達が少し遅れた部分もあるから、発達をみんなで支援していこうというようなことで、なるべく区別がないようなというような考え方になってきているので、その支援する部分がもちろん療育になっていくのかもしれないのですが、その意味で私は、もし違っていたら本当に申しわけないんだけど、昔私たちが知っていた療育部分みたいな感じが非常にするので、療育というよりは発達支援といった方が非常におおらかで広くていいようなニュアンスを持ったんですね。

【中野メンバー】 もともとこれはいいと思ったんですけど、では、どうして総合センターなんてことを言っていたんだらうと。もともと、こども発達支援センターという考え方で始まっていればいいのに。

【角野アドバイザー】 そういう言葉で始まってくればよかったという。

【中野メンバー】 ここにきて突然、こういういい落としどころがあったのかというような気持ちはあったのですが。

【新倉障がい福祉課長】 ありがとうございます。

【早川メンバー】 今の御意見に関連して、教育の立場というか、今の子どもたちの学校の中での通常級の中で、いろいろな形で支援の必要な子がふえているというお話は、以前に話したと思いますけれども、例えば、きのう教育相談コーディネーター担当者会議というのがありまして、その中で、ことば・きこえの教室の担当の方も見えておりまして、そうだよねと思ったことが1つあったのが、例えば難聴の子ですとか、構音、吃音の子に対して個別指導し、それは幾らか改善されると。ところが、それ以外にも発達障がいの子どもの方が多いのですが、仮に個別指導したとしても、いざ、もとのクラスに帰ったときに、またそれが悪化することもあり得ると。というか、むしろそちらの方が多いため、その部分をどうするかという問題が非常に私も重要だと思っております。ですから、どこまでを療育、どこまでを教育と、いわゆる明確に切り分けるのがいいのか、そんな部分。もちろん重度のお子さんも含めてですね。もしその重度のお子さんが将来的に地域の中で生活しなければならないとしたら、当然普通の人たちの中で暮らしていくわけですから、普通の人たちというのは、結局、通常学級を卒業して成長した人たちですよ。なので、そういうところへ帰ったときに、どういうふうな問題があるのか、そこまで見ていかないと、うまく支援がしていけないのかなというふうに私も強く思っております、かなり大きなポイントになるかなと私も思います。

【新倉障がい福祉課長】 今いただいた御意見も踏まえて、少し記載の工夫等をさせていただいて、次回までにまたお示しさせていただきたいと思っております。それでは、あの……

【中野メンバー】 すみません、もう一つ、これはまた細かい突っ込みなんですけれど、7ページの2番、逗子市の通園施設についてと書いてあって、親子教室のことをいっているのかな、療育事業のことをいっているのかなと思っておりますけれど、あそこを通園施設と捉えていた感じはないと思うので、通園事業とか、そのぐらいの言葉の方がいいのではないかと思いますけれども。

【新倉障がい福祉課長】 そうですね。はい、ありがとうございます。

ほかによろしいですか、ここまでのところは。

それでは、具体的なお話もありましたけれども、こども発達支援センターの基本的な考え方ということで、引き続き説明をさせていただきたいと思っております。

【雲林障がい福祉課係長】 そうしましたら、11ページの方にまいりまして、こども発達支援センター、仮称ですけれども、の基本的な考え方というところでは、こちらは2つ、子育て支

援の充実と、あと対象年齢の拡大というところで、これは骨子の3ページになるんですけども、こちらをほぼそのまま持ってきているというような形になります。基本的な考え方は継承しているというところで。

子育て支援の充実については、総合的な窓口とし、包括的な子育て支援、総合的な支援を行う相談しやすい体制を整えるんだというのは1つ大きくありまして、あと対象年齢では、18歳までに対象年齢を拡大した上で、ライフステージに応じた継続的な支援を可能としたいという、もう一つその大きな柱を持っております。

12ページの2番の、センターで重点的に取り組む事項については、その1の基本的な考え方を前提とした上で、(1)相談機能の充実のところでは、幅広いニーズに応じるワンストップでの相談受付というのがまず1つ。それから、相談するだけではなくて、なるべくそこで解決できることについては課題を解決していける体制づくり、学齢期の相談については、例えば地域、家庭の相談内容であればセンターが対応しますけれども、学校教育の内容については教育研究所へつなぐというような役割分担もしていくと。さらに2番では、このセンターが例えば情報の収集、発信ですとか、情報提供ですとか、あと、保護者さんへの講座や勉強会などができるような情報センターとしても位置づけられるような施設に、センターにしていきたいということと、あと③では、相談機能の中でも幼稚園、保育園、学校などの支援者の支援をしていくようなスーパーバイズ機能ですとか巡回相談機能も持たせたいという、その3つについて書いてございます。

それと、あと2番目に療育機能の充実とありまして、療育機能では個々のお子さんの状況に合った充実した療育プログラムを提供すると同時に、こちらでは家庭での療育と書いてありますけれども、家族の方が家庭でどのように接したらいいかといったようなことすとか、家族の方のメンタルヘルスへの配慮も考えた家族向けの学習会などを実施できるような人材確保と養成をするということで、保護者支援についても力を入れていきたいということ。それから、③では、先ほども触れさせていただいたんですけども、就学の前後ですとか、そういった切れ目のところでも切れ目なく支援をしていけるように、学校とこの療育が連携した支援体制づくりをつくっていききたいということが述べられております。

(3)では、医療連携の充実というところで、御家族の受容を深めたり、認識を深めたり、また、お子さんの療育の適正な支援計画をつくるために正確な診断を含む医療との関わり、連

携を確保していったりですとか、中には医療的対応が必要なお子さんがいらっちゃって、必要があった場合には情報だけでなく、センターから例えば連絡をしたりとかというつなぎの部分も、丁寧に連携を確保していくということについて述べさせていただいております。

【新倉障がい福祉課長】 すみません、先ほど、そこから先はまたもう一度というお話をさせていただいたんですけれども、恐らく、これを全部先に進めて御説明させていただいた方が皆さんにわかりやすいかと思しますので、引き続き説明をさせていただきます。

【雲林障がい福祉課係長】 すみません、13ページに入っていきますと、3番のこのセンターでの支援というところでは、この12ページまでの基本的な考え方や重点的な取り組み事項を、さらにどのようにやっていくかというような具体策について述べるようにしています。

大きく4つ、13ページから15ページまでで相談機能、それから療育機能、それから医療と、また送迎サービスということで挙げさせていただいております。まず13ページの相談機能のところでは、ポイントごとに読み上げていきますけれども、まず、その相談体制の充実ということで、ワンストップの相談、それからアセスメント、グループの中での経過観察、そういったものでコーディネートしまして、また、例えば出張相談窓口を市役所とか保健センターなどに開設する機会を設けるなどして、家族の方が相談しやすい環境づくりを目指していきたいということがまず1つ。

それから2番目には、16ページのイメージ図に相当すると思うのですが、その相談機能では、相談を受けていく中で、その相談内容によっては関係機関と連携していかなければいけない部分がありますので、そういった関係機関との連携が必要で行っていくという2つ目の機能について書かれています。

あと、3つ目には、その連携のほかに療育の専門機関として、巡回相談や職員の研修などを通して、支援者の方の支援を充実させていくということが3番目に書いてございます。

さらに4番目には、例えば市民向けの講座などの開催によって、市民全体の啓蒙、啓発を進めて、御本人、御家族が生活しやすい、相談しやすい環境づくり、それから啓蒙、啓発によって、その御家族がさらに相談の窓口の敷居を低く感じるというんでしょうか、そういったことも目指して、相談しやすい環境づくりをしていきたいということを掲げております。

そこがまず相談機能について書かれておまして、次に療育機能につきましては、いわゆる児童福祉法の法定給付の2つのサービスを軸に考えておまして、児童発達支援というものと

放課後等デイサービスというものを考えております。ただ、こちらも通常の法定給付である児童発達支援と放課後等デイサービスによる集団療育だけでなく、想定ですけれども、市の事業としての個別療育なども手厚い療育として考えております。

米印のところに書かれているのは対象となるお子さんについてなんですけれども、手帳の有無を問わず、療育の必要性が認められる場合は対象となりますと書いてありますが、これは通常の、児童福祉法のもとに提供しているサービスと同じ考え方です。さらにその下にあります説明につきましては、こちらのセンターの、児童発達支援ですとか放課後等デイサービスというのが、いわゆる居場所ですとか預かりの場ということではなくて、あくまでも専門的な療育の場と位置づけを考えていまして、先ほど述べました相談部門において、当センターでの計画的な療育の必要性が認められる方を対象としているということを特に強調して書かせていただいております。よって、ただ児童発達支援とか放課後等デイサービスを受けたいと言ってこちらに来られても、そういった方が対象ということではなくて、相談の窓口は広くしていますけれども、そこからこちらのセンターでの療育の必要性がある方について、こちらの療育機能の方の療育を受けていただくという形に考えております。

14ページの下につきましては、あくまでプログラム例と書かせていただいておりますけれども、児童発達支援については未就学児のお子さんなので、午前中を中心としたプログラムにしておりまして、午後は学校を終えられたお子さんなので、放課後等デイサービスということでやっています。こちらは後ほど述べさせていただきますけれども、それぞれ部屋数に応じて、児童発達支援は今のところ想定で4グループ、放課後等デイサービスは3グループ。週何回通うかというような組み合わせで、部屋数を有効に使うためにグループ分けをさせていただいて、グループごとに1日6名と書いてありますけれども、あくまでもこれも想定ですので、法定給付なので事業所として今後指定を受けていく中で、指定に合った定員の数でより有効な療育ができるようなグループごとの人数を想定していきたいと考えております。

あと3-3、15ページになりまして、医療に関する支援というところでは、先ほどの重点的な項目の医療連携の充実というところを受けまして、児童精神科医や整形外科医を嘱託医師として配置しまして、御家族の受容や認識を深めたり、療育の支援計画を作成していく一助とする一方で、もう一つは適切な医療的対応が必要なお子さんに合った医療機関の情報提供や連絡、つなぎ、そういったものを連携として確保していきたいということを述べております。

最後に、3－4の送迎サービスの充実というところでは、アクセスの悪さを可能な限りフォローできる送迎サービスの充実、送迎車の台数の増加ですとか増便ですとか、そういったものを今後検討していきたいということを述べております。

【新倉障がい福祉課長】 では、そこまでで、（仮称）こども発達支援センターの基本方針ということで、ここで展開する事業の内容につきましても御説明をさせていただきましたが、ここまでのところで御質問や御意見等ございましたら、お願いいたします。

中野さん、お願いします。

【中野メンバー】 いろいろと言って申しわけないんですけど、12ページの相談機能の重点事項のところ、相談機能の充実の中のところだけ、療育・教育の総合センターになっているんですけど、これはこども発達支援センターの。

【雲林障がい福祉課係長】 そうですね。すみません、こども発達支援センターですね。それと、あと同時に、先ほど御説明するときには訂正しようと思っていたんですけども、その2行目に「講座や勉強会など」という文言があるんですけども、これは一番最後の方にも「講座や勉強会など」というのが重ねてありますので、2行目の「講座や勉強会など」というのは削除、すみません。あと、今、中野さんがおっしゃられたように、ここは、こども発達支援センターですね。

【新倉障がい福祉課長】 3カ所、そういうことになります。

いかがでしょうか。友野さん。

【友野メンバー】 今、説明を聞かせていただいて、何か随分受け身的な感じがしているので。例えば、お母さんたちは困ってもなかなか来ないので。そういうときに待っていて、窓口を設定すればいらっしゃるところが書いてありますけど、もう少し巡回とか、そういう形で困った人を引き上げていくみたいな事業の展開があってもいいのかなと思いました。発達なので、もしかしたら、もう少しすればよくなるかというふうに時期を置いてしまうお母さんがかなりいらっしゃると思うのです。そのときに、あそこに窓口があるから行こうかと思うか、検診とかそういう形でのフォローはできるかもしれませんが、もっと大きくなったときに、困り感が多くなったときに、もう少し待てばどうにかなるというお母さんの方がかなり多いと思うんですね。お母さんたちにも働く方が多いと思うので、忙しくて様子を見ようという方がかなりいらっしゃると思います。なので、幼稚園とか保育園の先生たちとの連携みたい

なものとか、それから、行政も入りながら巡回相談で吸い上げて行くみたいな、そういう積極的な事業の展開も必要なのではないかなと思っております。

【新倉障がい福祉課長】 ありがとうございます。13ページの3-1の(1)の相談体制の充実の中で、出向いての相談窓口、一番最後のところに、相談しやすい環境づくりとして市役所や保健センターなど他の施設に出向いての相談窓口という中で、ここには例示として市役所や保健センターというふうになっているんですけども、子育て支援センターですとか、あとは、ほっとスペースですとか、そういったお子さんたち、お母さんたち、親御さんたちが集まる場所をいろいろ想定して、定期的に巡回ができるようにというようなことは考えていきたいというふうに思っています、例示がこの2カ所だけだったのでわかりづらかったかと思いますが、きめ細やかに巡回をしていくのと、それからもう一つ、その(3)になりますけれども、地域の関係機関支援の強化というところで、後段の部分で巡回相談や職員の研修などということで、支援者支援という意味もありますけれども、この巡回相談を定期的に相談の部分で行っていくということで、言い方が適切かどうかわかりませんが、幼稚園や保育園とか学校の感度を高めていただいて、そこからうまくつないでいただいて支援につなげられるようにということで、定期的な巡回相談といった記載になっている。それが少しわかりにくいということかと思っておりますので、その辺ももう少しわかりやすいような形で表現をさせていただくようにさせていただきますかと思っております。

【友野メンバー】 お母さんたちが集まる場所に行くお母さんは、本当に子育てだけしているお母さんかもしれないですけど、やはりこれからは働くことが前提となってきた世の中ですよね。そうすると、そういうところからこぼれてしまうお母さんも、お子さんもたくさんいると思うので、それで幼稚園とか保育園に多分行かれるので、その辺で携わる人たちへの手厚い支援も大事かなと思うということです。

【和田福祉部長】 それは全て対応するつもりです。ただ、書き方の工夫が要るかと思っておりますので、記述の仕方を少し検討します。

【小川基本構想アドバイザー】 ただ、例えばこの3の関係機関支援の強化というところで、幼稚園、保育園に一定程度のスクリーニング機能を持たせるような書き方は少し問題があるかなと思います。そこまで書いてしまうと、結果論として幼稚園、保育園の先生がいろいろ発達障がいのことだとか障がいについての知識を高めることによって支援ができるというのはあった

としても、それをここに書いてしまうと、逆に、本来の仕事ではなかったり、そのスクリーニングをするということにつながると、要するにパブコメだとかいうところでは耐え切れない部分というのが出てくるかなと。書き方が難しいのですが、あくまで幼稚園、保育園に通っている子どもたちを直接的に療育につなげるということではなくて、その場で支援ができるようにという言い方だといいと思うんですね。だから、その辺に少し気をつけた方がいいかもしれない。

【和田福祉部長】 少し項目出しが少ないというところがあって、具体的にどういう取り組みをするかわかりやすく項目出しをすればいいと思います。文章に溶け込んでいる部分が非常に多くてですね、その辺も少し考えたいと思いますので、アドバイザーからの御意見も踏まえながら、記述の方も検討していきたいと思います。

【鈴木メンバー】 関係することですけれども、出向いての相談とか対面の相談はなかなか難しい方もいらっしゃるって、窓口まではいかないけれども、何かお話をしたい、聞きたいというようなときのために、この相談体制の充実の部分に、電話相談とかメール相談のように多様な相談のチャンネルを持つというふうな文言が1つ入ってもいいのでは。

【和田福祉部長】 そうですね。これがいいというのが今の段階で全て網羅しているとは言えないですから、そういった意味では、包括的な取り組み姿勢というものを記述することも考えていきます。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【鈴木メンバー】 1つ質問なんですけど、12ページ(2)の②の中で、「療育の専門性を向上させるとともに家族のメンタルヘルスへの配慮を目的とした家族向けの学習会」、ここでいうメンタルヘルスは何を指しているのか、わからなかったんですが。心情とか心理とかいう意味で使っている言葉なのかなというふうに理解しましたが。

【新倉障がい福祉課長】 そうですね。これは……

【雲林障がい福祉課係長】 その上の部分には実際に受容されて療育を利用されている御家庭、御家族の、家庭での療育についての支援を行うと書いてあるのですが、この2番の家族のメンタルヘルスというのは、まだ受容というか、そういった認識についてはこれからの御家族ですか、実際療育を受けられているお子様を含めて、御家族でも様々な葛藤や悩みがあるかと思われれます。メンタルヘルスという一言で書いてしまっていますけれども、そういったところの、

精神的なケアも含めたものを学習会としてできたらというところで書いています。

【鈴木メンバー】 家族の心情を配慮した、配慮を目的とした家族向けの学習会というのもどうかと思います。

【雲林障がい福祉課係長】 限定的になってしまいますか。

【鈴木メンバー】 家族の心理を配慮した家族向けの学習会をする。目的はメンタルヘルスを配慮することではないですよ。言葉の使い方ですが、メンタルヘルスというのを通常ここでは使わないような印象を持ちますけれども。もっと病理的なものをイメージしてしまいます。

【和田福祉部長】 これは、なくてもいいくらいですかね。

【鈴木メンバー】 そうですね、少し誤解を与えるかもしれない。

【和田福祉部長】 では、ここも修正します。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【和田福祉部長】 すみません、ありがとうございます。

【小川基本構想アドバイザー】 ただ、そういう要素も昨今、非常に重要になってきているということは、ここに書くかどうかは別としても、いわゆる精神衛生というか、その部分、本当に精神科的なバックアップというものが相当部分必要になってきているということも事実ではありますし、そこの辺で、その保護者に対する支援のレベルアップを図るところでいうと、単なる支えるというような形では不十分になってきているということは一方で言えると思うんですね。だから、それをどういうふうにするかということはあるとは思いますが、やはりそこにも一定程度の専門性というか、保護者に対するカウンセリングを含めて、そういったような取り組みをどういうふうにしていくのかというのは課題ではあると思うんですね。だから、その辺をどう入れ込むかということはあるかなと思います。

【和田福祉部長】 書かないと、ぼけてしまうので。

【小川基本構想アドバイザー】 おっしゃることもわかるんですですけども、一方で保護者の心理を配慮したというような言い方ですと、少し弱い部分もあるかなというふうにも思いますので、当然のことながらね。

【和田福祉部長】 精神的な支援とか。

【小川基本構想アドバイザー】 精神的だと、何か頑張れみたいな意味になってしまう。

【新倉障がい福祉課長】 メンタルケアではなくメンタルサポートはどうですか。

【小川基本構想アドバイザー】 言葉は選びたいとは思いますが、適切なところで。

【新倉障がい福祉課長】 すみません、そこは事務局の方でまた少し検討させていただいて、対応させていただきたいと思います。

ほかに。

【和田福祉部長】 ここは既に骨子でも使っている表現でございますけども、骨子は骨子として。

【山本メンバー】 骨子のこの5番の保護者支援の充実というのは、今のところの話になってくるんです。保護者支援の充実でいうと、私の理解ではすごく大事と書いてあって、保護者の知識レベルを上げることを目的とする、それは非常に重要というような内容に私は理解しているんですが、それとこの11、12ページとの関係でいうと、(2)療育機能の充実といまの、まさに②なんですかね。それともその上の②。

【雲林障がい福祉課係長】 そうですね、その上の②の方になってくると思っていましたけど。

【山本メンバー】 このつながりですと、ここがどう反映されているのかというのが何となくわからなかったので質問しているんですが。

【小川基本構想アドバイザー】 これは整理した方がいいかもしれませんが、12ページの(2)の②の部分は、若干、頭の部分は人材確保なんですね。要するに、療育に対する人材をきちんと確保しようということが1つあるのですが、ただ、その療育に対する人材確保というのは、子どもに対する直接的な対応だけではなくて、やはり保護者に対しても同じようなレベルでのその専門性を一定持ってなければだめですよという、簡単に言うとそういう文脈なのだろうと思いますので、そこをもう少しわかりやすくしてもいいかもしれません。文脈としては、そういう文脈だと私は理解しておりますけど。

【新倉障がい福祉課長】 そのところは、事務局の方で少し整理をさせていただきます。

ほかに、いかがでしょうか。中村さんお願いします。

【中村メンバー】 14ページの3-2の療育機能に関する支援というところに、児童発達支援と放課後等デイサービスというのが2つ入っていて、それぞれ文末のところに「居場所づくりとしての利用については民間事業所に担っていただきます」という文章があります。ということはひっくり返すと、全体は直営で、居場所づくりというのは、現在のこととすり合わせて考えてしまうんですけれども、親子教室の中に居場所づくりというか、お預けができるような場

所ができるというイメージでいいのか、その辺がよくわからないのと、これをよく読むと、放課後等デイサービスであっても、ただお預けするというのではなく、療育的な視点を持って、相談部門において発達支援センターでの計画的な療育の必要性が認められた方が対象になるというような方をお預けするとなると、そういう場所と居場所づくりというのとが両方できるというイメージでしょうか。上が小さいお子さん、下の段、放課後等が大きいお子さんで、それぞれ同じようなものの小さい子バージョン、大きい子バージョンを想定すればよろしいのでしょうか。

【新倉障がい福祉課長】　そうですね、児童発達支援が就学前のお子さんのサービスで、放課後等デイサービスが就学後のお子さんのサービスなんですけれども、（仮称）こども発達支援センターというところは、前々からお話ししているように、中重度のお子さんを中心に、行政の役割として責任を持って対応していく場としようということで進めておりますので、居場所としての利用の場合は、民間の事業者がやっている同じ児童発達支援・放課後等デイサービスがありますので、そちらを御利用いただいて、こちらは本当に療育の支援が必要な方を中心に利用をしていただくというような……

【和田福祉部長】　すみ分けですね。

【新倉障がい福祉課長】　すみ分けをするための記載をさせていただいたということで、居場所としては民間の放課後等デイサービス、児童発達支援というサービスと、あとは学齢期以降になりますと日中一時のサービスをやっておりますので、そちらの方を御利用いただいて、この相談部門の中でどこの利用が適切かというのを16ページのフローの中で見ていただきたいんですけれども、こども発達支援センターのところで、相談窓口として受けたケースにつきまして、場合によっては一番右端にある民間事業所のサービスを利用するケースも出てくるでしょうし、このセンターを利用するケースも出てくるでしょうし、あるいは、中にはそのサービスまでいかなくても、通常の保育園でうまく対応していただける方もいらっしゃるとか、学齢期になれば学校と学童とか、あと、ふれスクとかの関係で対応ができるお子さんもいらっしゃるというようなことで、ここの記載については、中重度のお子さんを見る施設であるということが皆さんにおわかりいただけるようにというような意味合いを込めて記載をしています。

【中野メンバー】　居場所づくりという言葉が、どういう定義なのか私にはわからないので、これを一般の方が読んだときにわからないのではないのでしょうか。居場所づくりは民間と言わ

れても。

【和田福祉部長】 確かにそうです。

【新倉障がい福祉課長】 はい。では、ここも意味合いとしてはそういう意味合いでこちらの方は考えておりましたので、この辺の記載についても……

【和田福祉部長】 ここは悩みどころだったのですが、悩んだ末こういう表現にしたんです。

【中野メンバー】 居場所づくりというと、その制度を使わなくても、少し行って遊んで帰れる場かなというようなイメージも持たれると思うので。

【和田福祉部長】 じゃ、そこは手直しして。

【新倉障がい福祉課長】 そこは、はい。

【小川基本構想アドバイザー】 だから、排他的に、うちはこうで、こういう居場所はこちらという言い方よりも、むしろ専門的な療育機能というか、個別の計画に基づく専門的な療育をこちらではやりますという、そちらの方を項目出しとして入れておいて……

【和田福祉部長】 他の事業所ということではなくて。

【小川基本構想アドバイザー】 そうですね。結果的には、そこのすみ分けは難しいとは思っています。御利用される場合、居場所なのか療育なのかといっても非常にオーバーラップする部分もあるので、そこは必ずしも区切れるものでもないということを含めて考えれば、今申し上げたような形で記載することでどうでしょうかね。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【和田福祉部長】 ありがとうございます。

【新倉障がい福祉課長】 すみません、ありがとうございます。

加藤さんお願いします。

【加藤メンバー】 ここの児童発達支援のところが中重度ということになっているんですけど、そういった方が週何回通うのを基本想定としているのかなと思ったので。

【新倉障がい福祉課長】 想定といたしましては、4日、3日、2日、1日と、そのお子さんの、状況に合わせて回数は考えていくということで、想定は4日の方、3日の方、2日の方、1日の方というふうに。

【和田福祉部長】 これは4グループということ。

【新倉障がい福祉課長】 そうですね、はい。

【加藤メンバー】 これは、もう全部インクルージング。例えば知的、発達、肢体とか、全部。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【小川基本構想アドバイザー】 最初は、分けたいです。基本は一定程度同じようなタイプのお子さんが集まるようなグルーピングがしたいというふうに思い、かつ、重いおさんは、ほぼ毎日基本的に通うという体制にしたいなというふうには思っていたんですけども、先ほど、最初に議論になったあの表の部分を見たり、いろいろ現状を調査しますと、同じようなタイプのお子さんを集めると、2歳から5歳ぐらいまでになってしまうんですね。そのグルーピングという意味でいうと、同学年で、あるいは少なくとも2学年でも三、四人かなというようところで、今の逗子の状況からすると、それだけおさんが集まりにくいというのは少し感じているところで、もう一方で、三、四人でやればいいのかという話もあるかもしれませんが、当然これは国費を入れた話になりますと、やはり一定程度のおさんに来ていただかないと、なかなかペイしない部分もあるというところのせめぎ合いというのが多分難しくなってくるだろうと。少なくとも今の状況からすると、なかなかグルーピングということは、そう、何と言うですかね。

【加藤メンバー】 わかります。

【小川基本構想アドバイザー】 やはり、いろいろなタイプのおさんが入る可能性というのはあるかなというふうには思いますが、ただ、考え方としては、できるだけ同じようなタイプのおさんをグルーピングして、そのおさんたちに合った療育の仕方をしていくというのが、基本的な考え方と思っていますが、現実的にそれができるかどうかというところで言うと、若干疑問があるというのが現状かなと思います。

【新倉障がい福祉課長】 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。友野さん。

【友野メンバー】 1つ教えていただきたいんですが、この放課後のデイサービスのところなんですけど、いわゆる小学生の方を対象に行うところですよ。

【新倉障がい福祉課長】 小学生から18歳までのお子さんです。

【友野メンバー】 具体的に、ここに書いてはありますけど、例えばスキルをやっていく、グループをつくる、そんなところで考えていて。それから、いわゆる集団でうまくいかないおさんを、そこで行動療法、そんなイメージで。

【小川基本構想アドバイザー】 そうですね。学齢のおさんに対するものは、今、民間の株

式会社系の児童発達支援事業所ができてきている中で、一種の塾的なものをするというようなことが若干はやりとして出てきているんですが、一方で、比較的重いお子さんに対してのノウハウは余りないんですね。いろいろなところでやっているというわけではない。ただ、ここは学校とどう連携するか、非常に重要だと思います。学校の時間がありますので、まず基本的には学齢のお子さんなり、中学校も、先もそうですね、要するに学校に行っていると。では、学校の状況はどうなんだということとあわせて上で、その放課後の方でどういう内容をやっていくのかということは、これから組み立てていくということになるのかなというふうには思います。ただ、少なくともこちらのセンターだけで考えるという、特に学齢期については学校との状況を鑑みながら、ある種補填していったりとかサポートしていくようなことをやりつつ、またそれを学校に返していくというような、そういう連携の方がむしろ重要かなというふうに思いますので、独自のことをやるというよりも、学校との関係性で今後考えていきたいというふうに思っていますが、いかがでしょう。

もちろん、その中では非常に個別性の高いものをやったりということもあるかもしれません。場合によっては、今日は調理やろうよというものもあるかもしれませんし、余暇的なものも入ってくるかもしれません。その辺は比較的柔軟に組み合わせていくようなことで考えたいなと思っています。

【友野メンバー】 金曜日まで、毎日、一応時間的にとってありますよね。その手前には居場所づくりとしてはしないというふうな記述がありますよね。でも、その辺の集まれる場所みたいなのもいいのかなと思ったんです。やはり行く場所がないんですね。どのようなお考えになっているのかなと思って。

【小川基本構想アドバイザー】 今すごくこれをやりますというのは明確にあるわけではないので、その辺はやりながらニーズをいろいろ確認をしながら進めていくということで、そういうことも視野には入れながらということでどうでしょうか。

【友野メンバー】 ありがとうございます。

【中村メンバー】 ちょっとよろしいですか、1つ。先ほど、中度、重度の方をメインにというお話があったんですけども、今、学校とかでも、やはり学校に入ってから、育てられないとか、発達障がい系のお子さんというのが発見というのがもっと早い時期に、もし適切な療育可能なのであれば、それを行ってから学校の方という、早期に発見されたお子さんであれ

ばというところが言われている中で、決して中度、重度という状況にはならないと思うんですね、そういうお子さんたち。その辺の発達障がい者支援とか、そういうあたりの視点というのは、この施設の中には特に盛り込まないということになるのでしょうか。

【新倉障がい福祉課長】 そういうわけではありません。児童発達支援の就学前のお子さんについては、そういうお子さんも含めての支援をしていきますけれども、学齢期になると、研究所、教育委員会の方ですごく進めている部分がありますので、そちらをメインに、より専門性が必要な部分についてバックアップをしながらということに対応していくということで、決してここで対応しないということではなくて、放課後等デイサービスを使う場合については、そういった形で少し制御しながら考えたいということになります。

【小川基本構想アドバイザー】 学齢期でそういうタイプのお子さんを、どこで受け止めるのかというのはあると思うんですけれども、今、横浜でも学齢後期、中学校期ですね、支援事業でやっているんですけれども、これは少し失敗したと思っているところがあるんですね。ニーズは非常に高いと思っていたんです。実際、親御さんのニーズは高いんですよ。ただ、子どもが来ないんです。親御さんが1回は引っ張って連れてくるので、来てくれるんです。私、困っているからということで。相談だとか、診察もやっていますので、引っ張って連れてくるんですけど、子どもが「何で行かなきゃいけないんだ」というところで、続かないんですね。それで、1回だけというのが非常に多くなってしまうので、どういう構えをつくっていくか、仕掛けをしていくのかというのが思った以上に難しい。特に学齢、小学校よりも先ですね、中学校期ぐらいになると、本人の意思みたいなことが非常に難しく、こういう構えのあるところでどのぐらい来てくれるとか、そういったようなあたりも非常に難しい部分があると思っています。ですので、その辺もやりながらノウハウを蓄積していくしか方法がないかなというふうには思っているところですね。

【早川メンバー】 すみません、12ページの2の(1)相談機能の充実の①のところでは2つひっかかっているのは、2行目の課題解決という言葉があるんですが、障がい者の権利に関する条約で、課題があるのは障がいのある人ではなくて、その環境にあるんだという発想の転換もありましたよね。だから、この課題というのは一体何を指しているのかというのは今話題になっているところで、このまま書いてどうなのかという点と、最後の2行の部分ですね、(仮称)こども発達支援センターは「地域・家庭の相談に対応し、学校教育の相談は教育研究所へ

繋ぐ」と書いてあるんですけど、この区分けは大変難しいです。つまり、学校教育の問題って一体何の問題なのかということになってしまいますよね。実際には、今、教育研究所でやっている相談は家庭の問題も含んだ問題なので、これをどういう書き方にしたらいいか悩むところではありますが、これで書いてしまうと、家庭の問題だったらこども発達支援センターというふうに理解してしまいますから、この辺の書き方も少し検討した方がいいのかなというふうに思います。

【中村メンバー】 よろしいでしょうか。実際のケースを想定してしまうんですけども、これは一人のお子さんに関して、地域や家庭の問題が生じた場合にはこちらが受けて、学校教育の学校で、例えばこうしてほしいということがあったら教育研究所の方というイメージでよろしいでしょうか。

【雲林障がい福祉課係長】 もともとはっきりとは切り離せないとは思いつつこれを書いてはいるんですけど。だから、あくまでも原則というか、基本的な考え方としてですが、やはり根底にあるのは教育と療育の連携ですので、全ての問題を地域・家庭か学校教育なのかと、割り切れないだろうということは思いますので、連携は根底にありつつ、基本的な役割分担として記載しているという方が正しいんだとは思いますが。

【新倉障がい福祉課長】 1人のお子さんを考えたときに、この部分はこちらで、この部分はこちらというよりも、センターがコーディネート役になってというようなイメージで、情報の集約はコーディネート役であるセンターの方にあり、けれども学校教育の部分の相談に関しては教育研究所の方がメインになってやりつつ、その情報も共有しながら、その1人のお子さんの支援をしていくというようなイメージかなというふうに考えながらやっているんですけども。

【早川メンバー】 すみません、では、もう一回。次の13ページの3-1の(1)には、その2行目に入っているんですけど、このアセスメントという言葉ですね。これ、まさにこの相談機能の中のメインだと思うんですね。アセスメント、つまり見立てですよね。どういう支援方法をとったらいいのかということについて、先ほど言ったように、その子だけを見てもわからない。親子関係も見なければいけない、当然、家庭なので。それから学校でのほかの子どもとの関係性を見なければいけない。このアセスメントをどういうふうにやるかによって、どこに援助をするかが決まってくるんですね。だからそこが中心だと、私は実際には思っているんです。

なので、そういった意味では、先ほどの巡回の話も、実際に学校現場とかその子が所属している集団、幼稚園なら幼稚園に行ってアセスメントする必要も出てきますよね。単なるスーパーバイズ機能だけではなくて。だから、そのアセスメントをすることによって、どこの相談に振り分けるかが決まってくるので、これは教育研究所の相談なのか、それとも発達支援センターの相談なのか、いわゆる療育なのか。だから、そのアセスメント機能を前面に立てて、もう少し聞いて、あとはこの区分けが難しいので、こういう相談はこちらとかあちらとか書かない方がむしろいいのかもしれないね。

【新倉障がい福祉課長】 難しいのが、書かない方がいいのかもしれないですけども、その療育と教育の連携という部分では、どういう部分で教育との関わりを持つかというところも一方では出していかなければいけないのかなという部分があるので、その辺はまた少し。

【早川メンバー】 そうですね、少し検討する必要がありますよね。

【新倉障がい福祉課長】 はい、相談させていただきながらやりたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。ここまでのところはよろしいですか。

【小川基本構想アドバイザー】 中野さん、2の(2)「家庭での療育」でいいんですか。

【中野メンバー】 家庭で療育というと、少し検討が必要ですね。

【小川基本構想アドバイザー】 「養育」にします。「養」の方がいいよね。

【中野メンバー】 「養」の方がいいと思います。

【新倉障がい福祉課長】 家庭での養育。ただいま12ページの療育機能の充実の①の2行目の後段ですね。「家庭での養育」という形で、「療育」を「養育」に変えさせていただきます。

では、次にセンターの概要ですとか、イメージ図を含めて御説明をさせていただきたいと思っています。

【雲林障がい福祉課係長】 17ページと18ページにまいりまして、こちらではこども発達支援センターの設備概要ということで、主に図面ですとか表の形式になっていますけれども、18ページのイメージ図にございます相談機能、療育機能等で使います用途に沿った部屋を17ページの方では整理して表のような形にしています。いずれも、先ほどスケジュールの方にありましたけれども、27年度中の改装、内外装の工事を経まして、今ある青少年会館の方の内装を、こういった形に変えたらということで、イメージしております。

そういったわけで、米印のところに書いてありますけれども、そういった部屋の割り方です

とか、お子さんの体調に配慮した空調の対策ですとか、そもそもお子さんが通いたくなるような施設でなければならないので、内外装に配慮したいものにしたいですとか、色も含めてですね。あと、園庭を整備したりですとか、今のところ事務局で話に出ていますのが、例えば屋上にプールを設置はできないですけど、大きいプールを置けるようなことも今後検討していきたいと考えています。

あと、19ページの方につきましては、これまで述べてきました、相談部門、療育部門、それから医療的などところについてのセンターの組織体制は実際どんなふうを考えているのかというところを述べさせていただいてまして、当然まだ基本構想の段階ですので、例えばこれは常勤なのか非常勤なのかとか、何人なのかというところまでは書かせてはいただいてないですが、基本的な、現時点で考えられている記載のできる範囲内で書かせていただいております。

それから、2番の方では、法定給付の事業所としての指定もございますので、そちらの指定基準に沿った苦情処理の窓口とか、苦情処理の方法についての面も当然配慮していく必要はありますけれども、例えば、ここに書いてあります運営協議会ですとか、あと、第三者評価機関などの利用についても、サービスの質などの確保のために活用について考えていきたいと考えております。

20ページの方は、センターの概要と書いてありますけれども、要は、いつ開館するかというところとして、現在のところについては、計画的な療育を優先するというので、平日の9時から5時までということで開館自体の時間は設定させていただいております。

以上です。

【新倉障がい福祉課長】 17ページの設備の概要から簡単に御説明を差し上げましたが、この中で御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

【小川基本構想アドバイザー】 少しつけ加えさせていただくと、開館時間なり、その休館日ですね。この考え方って、基本的に今、横浜の療育センターもこういったような形で、設置条例で定めてはいるんですが、先ほど友野さんからあったように、働いているお母さん方とかをどう考慮していくのかということで、一応、条例的にはこういうふうに定めるんだけど、土曜日に診察をやったりとか、そういったようなことをやっています。ですので、休みなしだと職員体制がえらく大変になってしまうんで、その辺はちょっと無理としてもですね。ですから、一応、飛び込みで御相談いただけるなら、やはりこの時間で一定程度定めがないと難しいんで

すが、例えば予約で診察なり御相談を土曜日にやるとか、そういったようなことなんかは一定程度配慮して進めていく。必ずしもこれ以外は全くしませんということではなくて、状況に応じてその辺は考えていきたいと思いますということでは話しているところです。

【新倉障がい福祉課長】 中村さん。

【中村メンバー】 組織体制、これからのことだとは思いますが、その相談の部門が幼児期部門と学齢期部門で分かれているんですけれども、要するに一番私たちが困るといのは、学校に上がるその境目のところだと思うんですね。それが幼児期、6歳まではこの方が担当で、学校に上がったならそこでもう担当もかわって、今度はこっちの部門のこの方というふうなことになってしまうのでしょうか。

【新倉障がい福祉課長】 人はかわる可能性はありますけれども、その情報としては変わりなく伝えていかれるという体制をつくりたいというところですので、人は入れかわりがあることですので、その入れかわりによって影響を受けない体制をつくるために、幼児期の担当は幼児期の専門に近いような方を配置し、学齢期の支援も見据えた体制をつくっていきながら、学齢期の担当の方は、今度は18歳を過ぎた以降の支援にもつなげられるような、そういったつながった支援ができるということをこの中できちんと伝えていかれる体制づくり、一応、幼児期担当、学齢期担当とは分けさせていただいておりますけれども、その中では必ず連携した対応はしていきます。

【中村メンバー】 しばらくは学校に上がっても前の子どもの状況をわかっている人に相談したいというのが親の気持ちだと思うので、その辺を少し自由にするといいなという。

【新倉障がい福祉課長】 はい、そこはもう柔軟な対応で。

【小川基本構想アドバイザー】 そういう意味では、その相談部門としての仕切りといいますか、上位概念がまずきちっとある上での幼児期と学齢期ということで、組織もそういう形で組んでいくということになると思いますので、その辺は大丈夫だと思います。

【中村メンバー】 あと、設備の方で、シャワーとかはあるんですかね。シャワーが必要ということが出てくると思うんで。

【新倉障がい福祉課長】 そうですね、2階部分の子ども用の車いすトイレの付近か、1階のみんなのトイレ部分かに、いずれかにはシャワーの用意はするように考えます。

【友野メンバー】 細かい内容というのはこれからなんですかね。防音装置がとか、そういう

のはこれからの話ですか。

【小川基本構想アドバイザー】 全くこれからです、はい。

【山本メンバー】 部屋割りはほぼここで固めるということですか。それもこれからの話ということでもいいんですか。これもイメージでいいんですか、この訓練1、2、3。3部屋しかないのかな。そんなことをここで今言う話ではないという理解ですよ。

【小川基本構想アドバイザー】 ただ、おおむねこのぐらいかなと。

【新倉障がい福祉課長】 何分にも既存施設の中でやらせていただくということですので、大きな指導訓練室などの配置につきましては、1、2、3ということで、事務局としては、1、2が児童発達支援や就学前のお子さんの指導訓練室で、少し大きめにとってあります3番が学齢期のお子さんの指導訓練室というふうに考えております。

【和田福祉部長】 当初予定していたビルの方では、この訓練室3の部分がなかった話になりますので、午前と午後で場所をシェアしてなんていうことも工夫しようかと考えていたんですが、独立で1つスペース的には確保できた。それから遊戯室も広く、一応面積的には現状広くとれているというところと、交流スペース、待合室ですね。当初、青少年会館に入って学童保育施設として整備した、あの中での新しい部分なんですが、そこを交流スペースに活用できるかなと。そこは流し台もありますし、シャワーも、そこにも一応、既存のものでございます。そこは活用していきたいなと思っています。

【新倉障がい福祉課長】 そこは待っている親御さんですとか、自由に御利用いただけるような交流のスペースにというふうに考えております。

【和田福祉部長】 750平米の当初広さをビルの建てかえのときは確保できていたんですが、青少年会館になりますと1,200平米ぐらいになります。

【角野アドバイザー】 この入り口のところは、今の入り口と同じところが入り口になりますか。

【新倉障がい福祉課長】 はい、そうです。

【角野アドバイザー】 道路から随分上がっていませんでしたかしら。斜面が、この入り口に来るまで。斜めのスロープで入るようになっていきますね。

【新倉障がい福祉課長】 はい、入ってます。

【角野アドバイザー】 あの傾斜、何か印象としては割合にきつかったような気がしますけど、

あれはどうでしょう。緩かったですかしら。

【新倉障がい福祉課長】 いや、当時というか、県から施設を移譲されたときの県の基準、バリアフリーの基準はクリアしているんですけれども……

【角野アドバイザー】 それは、たしか5メートルで23センチ上がるというものですよね。

【新倉障がい福祉課長】 はい。この整備に当たっては、エレベーターもあるんですけれども、間口が80センチという県条例ではぎりぎりクリアなんですよ。その辺も少しでも広くできないかとか、入り口のスロープもそうなんですけれども、トイレの改装とかも含めて、全部できる限り利用しやすくしたいところです。

【角野アドバイザー】 広く、なるべく利用しやすく。

【新倉障がい福祉課長】 そうですね、はい。

【和田福祉部長】 外構も含めて、これからという話です。

【角野アドバイザー】 でも、建物の高さというのは変えられませんものね、地上からの高さまでは。

【新倉障がい福祉課長】 そうですね。

【雲林障がい福祉課係長】 そうです、スロープを設けるということで。

【角野アドバイザー】 スロープはもともとあるんです。あるのだけど、何か少し高くて、それからまたスリッパを履いて中に入るような気がしたんですね、もともとは。だから2段上がっていく。

【新倉障がい福祉課長】 階段が2段か3段あるくらい、薄い階段ですけれども。

【角野アドバイザー】 あのスロープをずっと伸ばすとすると、今度は前とつかえてしまいますよね。ですから車が右の方には行けない。左の方だけに行くのかな。そうすると駐車場がないかな。

【新倉障がい福祉課長】 はい、そうですね、駐車スペースも皆さん御心配のところですので、できるだけ確保できるように。

【角野アドバイザー】 そうですよ。そうしないと、車いすの方たちは。

【中村メンバー】 細かいことよろしいですか。まだイメージ図なので、先ほどの話ではないんですけれども、実際に関わった経験のある身としては、その就学前のお子さんたちは、トイレトレーニングは結構メインにもなるんですね。そうすると、保育園のように小さい便座

で、裸にしてトイレに行かす。それで、出てきた子をみんな保育士さんが着せるとか、自分でできたねとかというシーンがあります。そうすると、トイレがもしここだけしかない、みんなが待っているところを通すのは少し心配なので、例えばなんですけど、学齢の方と取り換えて、子ども用のトイレに真っすぐ行かれるように、例えばすのこを敷いて、それほど冷たなく行かれるようにできないかとか、そういうような細かいことというのは後から考えることなんでしょうね。

【新倉障がい福祉課長】 それは、これが本当に既存の施設であるということがあるゆえに、この施設全体の水回りが、今トイレのある位置の方に集中してしまっているんですよ。それが可能であれば、今、中村さんがおっしゃったように持ってくることもできるかと思うんですけども、その辺もまだこれからなので。よその施設を見ると、確かに訓練室の近くにあるというのは承知しているので、可能であればそれも考えたいと思いますけれども、場合によっては、ここにこのまま置かざるを得ないということもあるかもしれません。

【中村メンバー】 シャワーなんですけど、お外遊び、夏になるとお水遊びとかしていて、もし可能であれば、こういうふうにくっついているシャワーが建物の中央部にあるのではなく、例えばシャワーでなくてもいいんですけど、建物の外でお水遊びをしたら、その子たちが砂を流して拭いて入れてやれるような、外にもシャワーのようなものがあれば。

【新倉障がい福祉課長】 とりあえず砂とか、そういうのが落とせるというような。

【中村メンバー】 そう、落としてから入れてやりたい。

【和田福祉部長】 それは十分可能性があります。

【中村メンバー】 ですので、その子ども用車いすトイレの2階の部分に例えばシャワーがあっても、1階から上がってくるお子さんをどこかで綺麗にしてあげられたらいいのかなと感じますよね。細かい例です。細かい話です。

【和田福祉部長】 その辺もこれからの話になりますので、御意見をいただくような場も設けたいなと思ってございます。

【新倉障がい福祉課長】 次回はもう少し詳しい図面を皆さんにはお知らせできるかと思えますので、そういったものを見ていただきながら、また御意見をいただいて、対応できる部分は対応していきたいと思えます。

【和田福祉部長】 いろいろアイデアをいただいて。

【新倉障がい福祉課長】　今回は、本当に時間のない中で、皆さんに目で見えてわかるものということで出させていただきましたので、次回改めて、皆さんの実際の御利用があつての中で必要なものというの聞いていかれればと思いますし、今の療育の利用者の方々にも聞きながら進めていきたいと思っています。

【山本メンバー】　部屋数は、大体ほぼこれだと思うんですよ。そうすると、その受け入れ体制というところを鑑みると、こんなところでしょうということもあつて、キャパシティはおのずと決まってくるのではないですか。それと想定利用者数との絡みというのは、何となく検討というか、この7ページの例の表とも絡んでくるのかなと思うのですが、それだとなんですか。意外と空いた状況になりそうなのか、定員オーバーになってしまうのか。

【新倉障がい福祉課長】　現在の就学前のお子さんの通園事業でしか図り知れないんですけども、その場合ですと、今、訓練室1つで、1日多い日で七、八名というところがあるんですけども、それでは少し1クラス・1グループの人数としては多過ぎるかというふうに思いますので、それを2クラスに分け、2グループに分けてという想定の中では……

【小川基本構想アドバイザー】　当面は、多分余裕はあるだろうなど。ただ、前からお話ししているように、この事業というか、これがスタートして親御さんの中でも、とりあえず療育の必要性というものの認識がより高まっていったときに、どういうふうに利用ニーズが上がっていくのかというのは少し想定しづらいところはあると思いますが、当面の部分では、当面というのは一、二年という当面ではなくて、もう少し長いスパンで大丈夫だろうなというふうに思われます。ですから、一応この部屋数というか、ここに入っているものとしては必要十分なものが入っているだろうというふうに思われますので、あとはそれを実際どうやって配置をして、細かいところをどう詰めていくのかというのが次の段階かなと思いますけど。

【新倉障がい福祉課長】　いかがでしょうか、ここまでのところでほかに御意見を。

ここには出ていませんけれども、遊具や何かについても、今の福祉会館でやっているものは天井からつるしたりとかという、そういう設備まではないもので、感覚統合とかで天井からつるしたりするものもいいよというような話もあり、よその施設でもそういったものを使われていますので、できる限りそういったものも導入はできればというふうには考えています。そういった面でも、もし皆様方の方からこの場でなくても結構ですので御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【小川基本構想アドバイザー】 私も横浜で2カ所、建築の方もやってきていますんで、一定程度大丈夫だと思います。お任せください。そこは逗子市からできるだけうまく予算が引き出せるように、そこだけはその立場で頑張りますので。

【和田福祉部長】 横浜の施設を見てしまったら困りますので。

【小川基本構想アドバイザー】 そうですね。

【新倉障がい福祉課長】 いかがでしょうか。よろしいですか。

21ページ以降は、これまでの資料といたしまして、この検討会の運営要綱ですとか、あと、もともと逗子市の方で定めました療育事業の基本方針、あとは、一番初めに御説明させていただきましてけれども、参考として逗子市の支援教育の取り組みといったような資料を載せさせていただいておりますので、そちらの説明の方は割愛させていただきます。

それでは、ちょうど時間も4時ということになりましたので、本日は本当に多くの御意見をいただきましてありがとうございました。短い期間で作ったもので、まだまだ不十分なところがありますので、今日の御意見を踏まえまして、また修正を加えさせていただきます。改めてまた案の方を送らせていただきます。

それから、次回の検討会の日程なんですけれども、最初にスケジュールで御説明させていただいたとおり、5月にまた開催をさせていただくようになりますので、パブリックコメントをする前ということで、5月の後半で、本当に限られた日程しかなくて申しわけないんですが、今いらっしゃる皆さんの中で5月22日の午後で御都合の悪い方はいらっしゃいますでしょうか。先生が……

【角野アドバイザー】 木曜日の午後がだめなんです。

【新倉障がい福祉課長】 そうですか。

【角野アドバイザー】 今日木曜だったんですけど。

【新倉障がい福祉課長】 そうでしたら、23日はいかがでしょう。中野さんですね。角野先生、22日の午前中であれば大丈夫ですか。

【角野アドバイザー】 よろしいですけど。

【新倉障がい福祉課長】 じゃ、22日の午前中で御都合の悪い方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。

【角野アドバイザー】 10時に。

【新倉障がい福祉課長】 10時、はい。大丈夫ですか。

そうしましたら、日程の方は22日の午前中ということで、10時から次回は予定をさせていただきたいと思います。場所の方は、まだ確保ができていない状況ですので、改めてまた開催通知と一緒にお知らせさせていただきます。

では、22日の午前10時からということで次回予定させていただきますので、よろしくお願いたします。資料の方は、また1週間前までには送らせていただきます。なるべく早く送りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

では、本日は皆様、お忙しいところ本当に長い時間ありがとうございました。これで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。